

## 鳥取県告示第 625 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町北村字芦原513の2、513の6、513の7、513の10から513の13まで、513の15、513の16、513の18から513の20まで、513の22、513の23、513の30から513の32まで、513の34から513の38まで、513の40から513の42まで、513の60、513の61、字権現ヨリ柚小屋迄935の4から935の9まで、935の11から935の13まで、字小崩ヨリ葵谷迄941の26から941の34まで、941の40、941の41、941の43から941の47まで、941の55から941の59まで、941の62、941の65から941の69まで、941の71、941の74から941の76まで、941の78から941の101まで、941の103から941の117まで、941の119から941の143まで、941の145、941の146、941の148、941の149、941の153、941の156から941の158まで、941の160、941の161、941の164から941の167まで、941の168から941の170まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、河原町神馬字畔谷下タ分55の3、字畔谷上分92、92の2、480から482まで、字袋115の1、116、117、119、120、122の6、123の2から123の4まで、123の6から123の8まで、123の22、457、462、463、465から467まで、字瀧谷205の1、205の2、206、210の1、210の2、211、211の1、211の2、222の1、444から450まで、452から454まで、字本坂上へ分229の1、433の1、433の3、字本坂下タ分235の1、236、236の1、236の2、237、237の1、237の2、238の2、238の5、430、431の1、432、字後谷下タ分345の1、345の2、410から417まで、417の1、字後谷上へ分358の1、358の2、418の1、419の1、420の1、420の2、421、422、423の1から423の6まで、424、425、426の1、字下崩400の1、401の1、字河原畑406の1、407、408、408の1、409の1、字上土居427、字本坂435から438まで、439の1、439の2、字向畑下タ分468、469、471の4、472の1、479

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）